

令和２年３月３日  
教育長答弁実録  
（教育委員会）

（問）児童・生徒におけるゲーム障害等への対応について

来年度からＩＣＴ機器を導入する高等学校について、ゲームアプリ等の導入対応はどのようにするのか、また、近年、スマートフォンやＩＣＴ機器を利用する頻度が多くなってきている児童、生徒に対して、まずは家庭内での教育が必要だと考えるが、ゲーム障害にならないよう適切な付き合い方の指導や初期症状の早期発見等にどのように取り組んでいくのか、併せて教育長の所見を伺う。

（答）

来年度から高等学校にＩＣＴ機器を導入するに当たり、情報教育の中核を担う情報の授業において、ＩＣＴ機器の利用の危険性について理解を深めさせ、ゲームアプリ等の使い方を生徒自ら考える力を育むなど、ＩＣＴ機器を適切に活用できるよう指導してまいります。

また、ゲーム障害にならないための指導につきましては、ゲーム障害は、依存症の一つであり、年齢が低いほど陥りやすい傾向があることから、保健の授業や特別活動など、教育活動全体を通じて健康教育を推進する中で行うことが大切であると考えております。

なお、ゲーム障害の兆候といたしましては、睡眠不足による遅刻や、授業中の集中力低下等が挙げられ、児童生徒のこうした変化について、教職員が情報共有を行いながら、個人面談や家庭との連携を図りつつ、状況に応じた指導を行っているところでございます。

県教育委員会といたしましては、児童生徒がＩＣＴ機器を適切に活用できるよう、情報モラル教育を行っていくとともに、ＰＴＡ団体などの関係機関と連携し、家庭においてゲームの使用時間等についてのルールづくりを行うなど、ゲーム障害等を未然に防止するための取組を進めてまいります。